

基本目標 1 男女がともに尊重し合える意識形成
（基本方針：1 男女共同参画に関する意識啓発、2 男女平等教育などの充実、3 メディアにおける人権の尊重）

資料2－1

No.	基本方針	施策の方向	施策の内容・方向性	担当課	事業名	事業対象	事業内容	実施内容	・事業の問題点・課題 ・今後の事業予定	・根拠法令（法律・条例・要綱等） ・関係機関
1	1	①	市の広報紙・ウェブサイト・啓発冊子などさまざまな媒体を通じて、市民の固定的性別役割分担意識の払拭や男女共同参画への理解を深めます。	秘書課	広報事業	市、市民、事業者など	広報紙に、男女共同参画に関する記事を掲載	令和4年度掲載月・内容 4月号 若年層の性暴力被害予防月間 6月号 男女共同参画週間・特設女性相談 11月号 女性に対する暴力をなくす運動習慣・全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間 12月号 人権特集 1月号 男女共生セミナー 2月号 男女共生セミナー	事業予定については、人権推進課と調整のうえ実施	羽曳野市広告掲載要綱 羽曳野市公開用ウェブサイト管理運営要綱
1	1	①	市の広報紙・ウェブサイト・啓発冊子などさまざまな媒体を通じて、市民の固定的性別役割分担意識の払拭や男女共同参画への理解を深めます。	人権推進課	男女共同参画啓発事業	市民等	男女共同参画について、関連する月間、週間についての情報を周知、啓発する。 主な啓発内容 ・市の広報やウェブサイトを活用 ・市庁舎東側電光掲示板を活用 ・市庁舎内での週間などののぼり掲出 ・市庁舎、公共施設内ポスター掲示 ・啓発冊子作成、配布 ・啓発物品作成、配布 ・市民参加型事業での啓発	「男女共同参画週間」 市広報6月号・本庁舎東側電光掲示板・公開羅針盤「掲示板」（庁内システム）への掲載 懸垂幕・庁舎内及び公共施設でのポスター（国・市）・のぼり（市庁舎前）の掲示 「女性に対する暴力をなくす運動」期間 懸垂幕・市広報11月号・本庁舎東側電光掲示板・公開羅針盤「掲示板」（庁内システム）への掲載 庁舎内及び公共施設でのポスター（国）・のぼり（市庁舎前）掲示 男女共同参画啓発物品作成 エコバック「あなたらしい」を築く、「あなたらしい」社会へ 500枚作成 ハンドタオルと相談機関の情報をセット）にした啓発物品を人権推進課窓口、道の駅及び市内公共施設（16ヶ所）において配布 職員作成のパーフルリボン（150ヶ作成）を特別職・部長・理事・副理事、男女共同参画推進本部幹事及び推進員に配付 男女共生セミナー開催 ①「絵本でセルフカウンセリング～仕事と家庭、どう考える～」 【講師】国安 澄江・8 ②「こころとからだをほぐすツボ」 【講師】AKEMI（鍼灸師） ③「癒しのセルフケア」 【講師】国安 澄江	啓発効果を数値で表すことはできないが、達成度や啓発内容は年々工夫し、毎年の踏襲にならないように事業を組んでいる。 参加型の事業に啓発効果が薄い30～60歳代の男性の参加が促せるようなセミナーの開催や、若年層への啓発などあらゆる年齢層にアプローチが必要だと考える。	男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例
2	1	①	男女共同参画に関する講演会やフォーラム等を実施し、市民の男女共同参画の意識形成を図ります。	人権推進課	きらりはびきの～男女共同参画フォーラム&人権を考える市民の集い～	市民等	「男女共同参画」講演を開催し、男女共同参画について市民とともに考える機会とする。（人権施策と交互に隔年実施）	「ささえあい、思いやる言葉とこころ」 令和4年12月3日（日） 【参加者数】165名	人権・平和担当（課内担当）と隔年交互にテーマを決めて継続的に実施する。	男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例
2	1	①	男女共同参画に関する講演会やフォーラム等を実施し、市民の男女共同参画の意識形成を図ります。	人権推進課	男女共生セミナー	市民等	研修、講座を開催し、市民一人ひとりが男女共同参画の意義に対する理解を深める機会とする。	「絵本でセルフカウンセリング～仕事と家庭、どう考える～」 令和4年10月30日（日） 【講師】国安 澄江 【参加者数】4名 「こころとからだをほぐすツボ」 令和5年2月11日（土） 【講師】AKEMI（鍼灸師） 【参加者数】10名 「癒しのセルフケア」 令和5年3月5日（日） 【講師】国安 澄江 【参加者数】8名 【講師】AKEMI（鍼灸師）	年間3回の開催を毎年継続的に実施する。 参加対象者を一考する（男性及び若年層）。	男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例
3	1	①	男女共同参画が男性自身に関わる重要な問題であるとの認識が深まるよう啓発します。	人権推進課	男女共同参画啓発事業	市民等	男女共同参画について、性別を問わず重要な問題であることを周知、啓発する。 主な啓発内容 ・市の広報やウェブサイトを活用 ・市庁舎、公共施設内ポスター掲示 ・啓発冊子作成、配布 ・啓発物品作成、配布 ・市民参加型事業での啓発	市の広報やウェブサイトなどの情報発信媒体や市民が参加する男女共生セミナー、きらりはびきの～男女共同参画フォーラム&人権を考える市民の集い～などの機会に男女共同参画が性別を問わず重要な問題であることを発信する。	当該プラン作成時点では多様な性の理解について啓発する視点が薄かったため、今後は男性自身に関わる問題であることに加え、多様な性自認の人々にも問題意識を持ってもらえるような啓発を考える。	男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例

第3期 羽曳野市男女共同参画推進プラン

令和4年度 進捗状況調査結果

基本目標 1 男女がともに尊重し合える意識形成
(基本方針：1 男女共同参画に関する意識啓発、2 男女平等教育などの充実、3 メディアにおける人権の尊重)

資料2ー1

No.	基本方針	施策の方向	施策の内容・方向性	担当課	事業名	事業対象	事業内容	実施内容	・事業の問題点・課題 ・今後の事業予定	・根拠法令（法律・条例・要綱等） ・関係機関
4	1	①	近隣の大学と連携して、学生に向けた男女共同参画の講座を企画、実施します。	人権推進課	男女共生セミナー事業	市民等	参加型啓発セミナーの開催	「絵本でセルフカウンセリング～仕事と家庭、どう考える～」 令和4年10月30日（日） 【講師】国安 澄江+8 【参加者数】4名 「こころとからだをほぐすツボ」 令和5年2月11日（土） 【講師】AKEMI（鍼灸師） 【参加者数】10名 「癒しのセルフケア」 令和5年3月5日（日） 【講師】国安 澄江 【参加者数】8名	大学との連携の手がかりを模索する	男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例
5	1	②	男女共同参画に関するパンフレット、DVDなどの資料や教材の充実を図るとともに、貸し出し等を行い、積極的な情報提供を推進します。	生涯学習課（図書館）	図書館運営事務事業	図書館利用者、来館者	・資料の収集、整理、貸出、保存 時事に即した資料の収集と、整理保存を図るとともに、図書館に送られてくる男女共同参画に関するパンフレット・リーフレットなどの各種資料を配布するなどして、積極的な情報提供を進める。	国・府・市関係各課から送付されたパンフレットや資料を掲示もしくは配付して利用者の利用に供した。	サービス体制の整備と資料費の確保	図書館法
5	1	②	男女共同参画に関するパンフレット、DVDなどの資料や教材の充実を図るとともに、貸し出し等を行い、積極的な情報提供を推進します。	人権推進課	男女共同参画啓発事業	市民、事業者、職員、学校関係者等	男女共同参画啓発冊子「きらりHABIKINO」や国、大阪府、大阪府内市町村等関係機関より送付された男女共同参画に関するパンフレット等については、人権推進課窓口配架し、また、同じく送付された啓発DVDについては、貸出など積極的な情報提供を行う。	国、府の関係機関からの資料を窓口配架、図書館・関係課への情報提供（窓口配架） ドーンセンター「DAWN'S GUIDE」（月刊）：ドーン運営共同体 府内市町村男女共同参画センターからのパンフレット（府外含む） 大阪府職業訓練情報パンフレット 「共同参画」：内閣府（図書館へ提供、掲示板掲載）など	啓発冊子の作成は、男女共同参画の意識形成に資することが出来るよう、毎年視点を変えて作成しているが、今後は掲載内容を紙媒体で印刷配付するだけではなく、庁内の研修などに使用されるよう電子媒体での配布と普及に努める必要がある。	男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例
6	1	②	定期的に調査をすることで男女共同参画に関する市民の意識を把握し、施策を進めていく基礎資料とします。また、その結果を市の広報紙・ウェブサイト・啓発冊子などさまざまな媒体を通じて情報提供に努めます。	人権推進課	男女共同参画啓発事業	フォーラム及び男女共生セミナーに参加した市民等	きらりはびきの～男女共同参画フォーラム&人権を考える市民の集い～及び男女共生セミナーの参加者に男女共同参画への関心や理解などについて調査を行う。	「きらりはびきの～男女共同参画フォーラム&人権を考える市民の集い～」・「男女共生セミナー」を開催したが、調査できなかったため集計が取れていない。	調査するための専門知識が少なく、統計的な結果を導くことが難しい	男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例
7	1	②	市の行政内部において、男女共同参画に関する情報提供を行うとともに、関係各課間での情報共有に努めます。	人権推進課	男女共同参画推進本部	市職員	羽曳野市男女共同参画推進本部（本部長・幹事・推進員）に対して、人権推進課より男女共同参画に関する情報を提供し、情報共有に努める。	羽曳野市男女共同参画推進本部会議を令和4年9月27日に開催。 羽曳野市男女共同参画推進本部幹事会議を令和4年9月27日に書面開催。	推進本部会議での活発な意見交換ができるような、次第の準備や行政内のあるべき姿について具体的は発信を行っていく	男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例
7	1	②	市の行政内部において、男女共同参画に関する情報提供を行うとともに、関係各課間での情報共有に努めます。	人権推進課	男女共同参画啓発事業	市職員	公開羅針盤「掲示板」を活用した情報提供	羽曳野市男女共同参画推進本部幹事会議を令和4年9月27日に書面開催。	推進本部会議での活発な意見交換ができるような、次第の準備や行政内のあるべき姿について具体的は発信を行っていく	男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例
8	1	②	国や大阪府、その他の関係機関と連携し、男女共同参画に関する情報の収集に努めます。	人権推進課	講座、研修会等への参加	市職員	大阪府や関係機関が主催する研修会、会議に参加、出席することで情報の収集に努める。また、府内市町村主催の男女共同参画に関するイベントに参加することでそれぞれの取り組み状況を把握し、本市の事業企画の参考とする。	大阪府内市町村相談員等スキルアップ研修 YouTubeによる限定配信【公務で欠席】 大阪府内市町村における相談員及び相談事業関係者のためのブロック別情報交換・事例検討会 DV被害者の地域支援者養成講座（1回） 労働相談関係機関担当者研修	引き続き研鑽を積むことが出来る研修会への参加と情報収集に努める。	男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例
9	2	①	固定的性別役割分担意識にとらわれず、子どもたち自身の個性を伸ばし、主体的に学べる保育と教育を行います。	こども保育課	幼稚園運営事務事業 公立保育所運営事務事業 公立認定こども園運営事務事業	就学前児童	就学前の子どもたちの成長発達に応じた教育・保育を一体的に行い、心と体、意欲や規範意識などを培い、たくましく生きる力の基礎を育成する。	幼児期から固定的性別分担意識を持たないように「教育・保育」を実施するとともに、保育士や幼稚園教諭が人権の意識を持って指導を行う。 具体的には、手芸やクッキングなど、性別にとられない教育・保育を実施する。	継続実施	

基本目標 1 男女がともに尊重し合える意識形成
(基本方針：1 男女共同参画に関する意識啓発、2 男女平等教育などの充実、3 メディアにおける人権の尊重)

資料2-1

No.	基本方針	施策の方向	施策の内容・方向性	担当課	事業名	事業対象	事業内容	実施内容	・事業の問題点・課題 ・今後の事業予定	・根拠法令（法律・条例・要綱等） ・関係機関
9	2	①	固定的性別役割分担意識にとられず、子どもたち自身の個性を伸ばし、主体的に学べる保育と教育を行います。	学校教育課	男女混合公簿	園児、児童、生徒	学校園において指導要録、出席簿等の公簿について男女混合名簿を実施する。 また学校において、男女共通の体操服を使用する。	全学校園で指導要録、出席簿等の公簿については、男女混合名簿を実施している。 また全小・中・義務教育学校において、男女共通の体操服を使用している。中学校では制服をすべての生徒が選択できるルールを示している		
10	2	①	子どもたちが人権の尊重や男女平等などの意識を育むことができるよう学校園において指導します。	こども保育課	幼稚園運営事務事業 公立保育所運営事務事業 公立認定こども園運営事務事業	就学前児童	就学前の子どもたちの成長発達に応じた教育・保育を一体的に行い、心と体、意欲や規範意識などを培い、たくましく生きる力の基礎を育成する。	一人ひとりがありのままの姿を認められ安心して、自己を表現しながら豊かな体験を通して自尊感情を高め、様々な人との交流を通し、人と関わる楽しさや喜び温かさ、憧れ等、様々な感情体験をする。 相手の思いに気づき思いやりの気持ちを持って人に関わる心を育てる。	継続実施	
10	2	①	子どもたちが人権の尊重や男女平等などの意識を育むことができるよう学校園において指導します。	学校教育課	人権学習	児童、生徒、教職員	各学校園の実態に応じて、総合学習や特別活動の時間等において、行事や取組みの中で、人権学習をおこなう。	各学校園の実態に応じて、総合学習や特別活動の時間のみならず、行事や取組みに加えて授業（教科指導）の中で、人権学習をおこなっている。		
11	2	①	児童や生徒一人ひとりの勤労観や職業観を育てるとともに、自分自身の将来を展望できる力をつけるためのキャリア教育を推進します。	学校教育課	キャリア教育	園児、児童、生徒、保護者、教職員	人権教育をはじめ、各教科・領域において、キャリア教育の視点から教育活動を推進している。特に職場体験については、すべての中学校・義務教育学校で実施する。	各教科・領域において、キャリア教育の視点から教育活動を行っている。幼稚園においては、ごっこ遊び等で役割について学び、小学校では職業調べなどで様々な職業について知る。また、中学校では体験学習や、進路決定に向けて様々な学習を行っている。	職場体験は、コロナ禍により昨年度まで3年間実施できていなかったが、今年度、2校が実施再開することとなった。しかし、残り4校については、見送ることとなった。以前のような形に戻ることは難しいので、新しい取組みを検討する必要がある。	
12	2	①	小・中学校における男女共生教育や、男女共同参画の視点に立った生涯教育に対して、男女共同参画に関する情報提供を行います。	人権推進課	該当事業なし				関係課との調整に至っていない。	男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例
13	2	②	各種講座において、子育て、健康、食生活、家族などさまざまな視点から、そのライフステージごとにかかわるテーマを取り上げ、男女共同参画についての学習機会を提供します。	生涯学習課	はびきの市民大学事業	市民（市内・市外問わず）	市民に対し、文化振興を広めるとともに生涯教育の一環として役立てる内容の講座の開催。	世界遺産講座、仏教講座など、男女ともに年齢層に関わりなく取組める講座を開催した。	年齢層の偏りがあり、若年層をどのように誘導していくのかなどの問題がある。 また、新型コロナウイルスの影響により開催回数が少なかった。 なお、令和3年度より社会教育課へ事業移管となった。令和5年度より組織改編のため、課名が生涯学習課に変更となった。	はびきの市民大学実施規則
13	2	②	各種講座において、子育て、健康、食生活、家族などさまざまな視点から、そのライフステージごとにかかわるテーマを取り上げ、男女共同参画についての学習機会を提供します。	人権文化センター	センターニュース発行	市民等	センターニュースの発行	センターニュースの発行	センターニュース「ぬくもり」を活用して男女共同参画週間の啓発を行っている。 地域住民はもとより広く市民相互の交流を図る講習講座を企画、実施している。	
13	2	②	各種講座において、子育て、健康、食生活、家族などさまざまな視点から、そのライフステージごとにかかわるテーマを取り上げ、男女共同参画についての学習機会を提供します。	青少年児童センター	1. 青少年学習活動推進事業 2. 青少年自主活動支援事業 3. 子育て支援事業	羽曳野市民及び 在勤者・在学生	1. 2. 各教室等の運営をする上で、男女の区別なく共に学び高めあえるようカリキュラム等に配慮している 3. セミナー等を通して、親子がともに育ちあう、豊かな楽しい子育てのための保護者同士の交流の場となる機会・場所の提供を行う。	1. 各種文化教室、サッカー教室、子どもおもしろ教室など 2. 自学自習支援事業、小学生夏休み子ども教室 3. 親子体操、子どもすこやか広場事業	引続き継続予定	
13	2	②	各種講座において、子育て、健康、食生活、家族などさまざまな視点から、そのライフステージごとにかかわるテーマを取り上げ、男女共同参画についての学習機会を提供します。	陵南の森公民館	市民生涯学習推進事業 (はびきのふれ愛学のすすめ)	市民、在勤・在学者	年間を通じての市民生涯学習講座	教養講座5講座18回 春・秋講座17講座34回 共催公開講座5講座5回 ファミリー企画6講座6回		
14	2	②	地域社会における男女共同参画の推進や家庭教育の向上などを図るため、各種団体を支援します。	生涯学習課	社会教育振興事業	婦人団体協議会	各団体の事務局として情報提供や活動の支援を行った	助成金の交付	・少子高齢化に伴い会員数が減少し、会を運営する役員も負担が大きくなっている。 ・引き続き事務局として活動の支援等を行っていく。	羽曳野市補助金交付規則ほか

第3期 羽曳野市男女共同参画推進プラン

令和4年度 進捗状況調査結果

基本目標 1 男女がともに尊重し合える意識形成
(基本方針：1 男女共同参画に関する意識啓発、2 男女平等教育などの充実、3 メディアにおける人権の尊重)

資料2ー1

No.	基本方針	施策の方向	施策の内容・方向性	担当課	事業名	事業対象	事業内容	実施内容	・事業の問題点・課題 ・今後の事業予定	・根拠法令（法律・条例・要綱等） ・関係機関
14	2	②	地域社会における男女共同参画の推進や家庭教育の向上などを図るため、各種団体を支援します。	次世代育成課	社会教育振興事業	PTA連絡協議会	各団体の事務局として情報提供や活動の支援を行った	助成金の交付	・少子高齢化に伴い会員数が減少し、会を運営する役員も負担が大きくなっている。 ・引き続き事務局として活動の支援等を行っていく。	羽曳野市補助金交付規則ほか
15	2	②	親と子の関係や子育てについて学ぶ「親学習」などを活用し、家庭における男女共生教育の推進に努めます。	次世代育成課	家庭教育支援事業	子育て中の保護者等	親学習リーダーを中心に子育てについての身近なエピソードを題材に、保護者同士や地域の人と一緒に親と子の関係や子育ての楽しさについて話し合い、伝え合うことを通して親自身が成長して学ぶ場を提供すること。	児童館で2回実施 5名の参加 古市小学校で3回実施 10名の参加 大阪府教育コミュニティづくり推進事業費補助金（国府から計2/3)	【問題点、課題】 子育て中のエピソード等を題材に話し合うが、男女共同参画の視点からの男女平等の子育てなどにまで話は広がっていない。 【事業予定】 ・幼稚園、児童館で開催予定 ・PTAで実施予定	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱（文部科学省）
16	2	③	男女共同参画について正しい理解と認識を深めるための研修を職員対象に実施します。また、関係機関が実施する研修等への参加を図ります。	人事課	庁内研修等の実施（女性職員キャリアデザイン研修等）	正規職員	女性ならではの自律的キャリア形成の必要性を理解するとともに、キャリア形成に対し、前向きかつ意欲的に取り組む意識を醸成する。また、組織の中で能力を発揮し、自分らしく活躍するために必要な要素や、キャリアデザインについて学ぶため庁内研修を実施。	研修名：女性職員キャリアデザイン研修 研修日：令和5年2月8日 対象：女性主査、女性主任 講師：一般社団法人日本経営協会 武田 由利子氏	令和5年度についても同様の研修を実施予定（対象者等未定）	
17	2	③	男女共同参画について正しい理解と認識を深め、教育活動内における男女共生の視点を育むための研修を教職員対象に実施します。また、関係機関が実施する研修等への参加を図ります。	学校教育課	人権教育研修補助事業	教職員	校内研修講師謝礼に関する補助をおこない、学校における研修実施を促進する。	校内研修講師謝礼に関する補助をおこない、学校における研修実施を支援・促進している。		
18	2	③	セクシュアル・ハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメントの防止に関する研修を職員及び教職員を対象に実施します。再掲：No.123	人権推進課	職員研修	市職員等	研修の実施に際して、情報提供等を行う。	人事課や学校教育課が行う研修への協力	今後、職員、教職員研修を所管する人事課及び学校教育課と検討を行い、実施に向けて調整する。	男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例
18	2	③	セクシュアル・ハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメントの防止に関する研修を職員及び教職員を対象に実施します。再掲：No.123	人事課	庁内研修等の実施（ハラスメント防止研修等）	正規職員	法令で防止が規定されているセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントを中心に、定義や具体例を学び、職員一人ひとりがハラスメントの加害者にならないために、もしくは被害を未然に防いだり深刻にしたりしないために、必要な知識や取るべき行動を学ぶ。また、それぞれの立場で、積極的にハラスメントのない良好な職場環境作りを目指す意識を醸成するため庁内研修を実施。	研修名：ハラスメント防止研修 研修日：令和4年12月14、15日 対象：新採職員、新任主査、課長補佐 講師：株式会社日本マネジメント協会 杉本 登志子氏	令和5年度についても同様の研修を実施予定（対象者等未定）	
18	2	③	セクシュアル・ハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメントの防止に関する研修を職員を対象に実施します。再掲：No.123	学校教育課	ハラスメント研修	教職員	学校におけるセクシュアル・ハラスメント等の根絶をめざし、万が一発生した際の園児・児童・生徒及び教職員への迅速で的確な対応とケア等を行なうための学校体制の構築等を学ぶ。	学校におけるセクシュアル・ハラスメント等の根絶をめざし、万が一発生した際の園児・児童・生徒及び教職員への迅速で的確な対応とケア等を行なうための学校体制の構築等を学習している。		
19	3	①	市の刊行物やウェブサイトなどにおいて、男女共同参画の視点で確認し、固定的性別役割分担意識にとらわれない表現を推進します。	秘書課	広報事業	市、市民、事業者など	市広報や市ウェブサイト、SNSにおいて、画像や言葉、色に性別意識をイメージさせない表現に努める	事業内容と同じ	常に男女共同参画の視点で表現を確認し、注意すべき内容においては、より精通した関係各課等と調整が今後必要	羽曳野市広告掲載要綱 羽曳野市公開用ウェブサイト管理運営要綱
19	3	①	市の刊行物やウェブサイトなどにおいて、男女共同参画の視点で確認し、固定的性別役割分担意識にとらわれない表現を推進します。	人権推進課	男女共同参画啓発事業	市民等	男女共同参画啓発冊子「きらりHABIKINO」や市ウェブサイトにおいてテーマごとに啓発	男女共同参画啓発冊子「きらりHABIKINO」を窓口配架・市ウェブサイトに掲載し、継続的に情報を提供		男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例
19	3	①	市の刊行物やウェブサイトなどにおいて、男女共同参画の視点で確認し、固定的性別役割分担意識にとらわれない表現を推進します。	人権推進課	男女共同参画啓発事業	市職員	公開羅針盤「掲示板」を活用した情報提供	男女共同参画週間、女性に対する暴力をなくする運動などの情報提供や内閣府発行の月間総合情報誌「共同参画」の掲載		男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例

基本目標 1 男女がともに尊重し合える意識形成
(基本方針：1 男女共同参画に関する意識啓発、2 男女平等教育などの充実、3 メディアにおける人権の尊重)

資料2ー1

No.	基本方針	施策の方向	施策の内容・方向性	担当課	事業名	事業対象	事業内容	実施内容	・事業の問題点・課題 ・今後の事業予定	・根拠法令（法律・条例・要綱等） ・関係機関
20	3	①	市の広報活動や市民活動等において、男女共同参画社会にふさわしい表現を用いるための参考となるガイドラインを市のウェブサイトなどで周知します。	人権推進課	男女共同参画啓発事業	市職員、市民等	情報を発信する際に性別や年齢に偏った表現をなくすことについての基本的な考え方をまとめたガイドラインを周知	・平成20年12月に作成した「羽曳野市職員のための男女共同参画表現のガイドライン」を継続して使用 ・令和5年8月“性の多様性”を理解し、認め合うための職員ハンドブックの作成	現在は、市職員向けガイドラインのみであることから、今後は、市民等に向けてのガイドラインやハンドブックを作成し、市ウェブサイトなどを活用して発信、周知を図る。	男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例
21	3	②	学校教育の場を通じて、児童・生徒のメディア・リテラシーの育成に努めます。また、教職員への研修等の実施により、最新の情報教育の整備を図ります。	学校教育課	情報教育・情報研修	児童、生徒、教職員	府の研修を活用して情報モラル等を含めたICT活用研修への出席を推奨する。市の研修を開催し、担当者を中心とした情報発信を行う。児童、生徒に対しては、各校の校内研修等で情報教育研修を啓発する。	教職員研修としては、府の研修を活用して情報モラル等を含めたICT活用研修への出席を推奨している。市の研修では、授業でのICTの活用方法の検証や情報交換を行う。生徒に対しては、各校の校内研修等で情報教育研修を啓発している。特に中・義務教育学校の技術科においては情報教育について。メディア・リテラシーを含めて実践している。		
22	3	②	生涯学習・文化振興の場を通じて、市民のメディア・リテラシーの向上を図る取り組みを推進します。	生涯学習課	はびきの市民大学事業	市民（市内・市外問わず）	市民に対し、文化振興を広めるとともに生涯教育の一環として役立てる内容の講座の開催。	SDGsを初めとして、現在の社会情勢等と的確に理解し、発信していけることを目的とした講座を開催した。	SDGsの認知度がまだ低く、自分との関りを見いだせない方もいることから、普及を推進していく。また、新型コロナウイルスの影響により開催回数が少なかった。なお、令和3年度より社会教育課へ事業移管となった。令和5年度より組織改編のため、課名が生涯学習課に変更となった。	はびきの市民大学実施規則